

各務原市学校給食欠食届

(宛先)

学校へ欠食届を提出する日(欠食開始の3日より前)、又は学校へ電話連絡した日を記入してください。

●●●● 年 10 月 23 日

保護者(納付義務者)

住所 各務原市那加桜町1丁目69番地

氏名 各務原 太郎

電話番号 080-1234-5678

児童生徒との続柄 父

次のとおり、学校給食の提供を受けることができないので、各務原市学校給食費に関する条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

学校給食の提供を受けている児童又は生徒	学 校 名	各務原第一 小学校 中学校・支援学校 支援学校の場合は該当に○→(小学部・中学部・高等部)
	学年・組	● 年 ● 組
	フリガナ氏 名	カカミガハラ ハナコ 各務原 花子
	生 年 月 日	●●●● 年 ● 月 ● 日
欠食理由 (いずれかに☑)	☒ 傷病 ☐ その他(具体的な理由を記入してください) ()	
欠食期間	開始日 令和 ● 年 11 月 1 日 から 終了日 令和 ● 年 11 月 8 日 (予定)まで	

(注)

1 学校給食の提供を受けていない児童又は生徒は対象外です。

2 この届出は、学校給食の提供を受けていない児童又は生徒が、学校給食の提供を受けることになった日から、学校給食の提供を受けるまでの期間に限り有効です。

3 欠食とは、学校給食の提供を受けていない児童又は生徒が、学校給食の提供を受けることになった日から、学校給食の提供を受けるまでの期間に限り有効です。

4 市が学校給食の提供を受けることになった日から、学校給食の提供を受けるまでの期間に限り有効です。

5 市が学校給食の提供を受けることになった日から、学校給食の提供を受けるまでの期間に限り有効です。

「開始日」は欠食届の提出日の2日後以降(休日等除く)の日を記入してください。

「終了日」は開始日から数えて、学校給食を実施する日において連続5日以上(休日等除く)の欠食となる場合の、欠食期間の最終日を記入してください。

(※連続5日以上(休日等除く)の欠食とならない場合は調整の対象になりません。)

く)の日が欠食1日目となります。

※「休日等」とは、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等。